

別紙様式

再意見書

平成23年3月1日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 141-8647

ときょうとしながわくひがしごたんだ

住所 東京都品川区東五反田 2-17-1

にっぽんこむすしかぶしきがいしゃ

氏名 日本コムシス株式会社

たかしま はじめ

代表取締役社長 高島 元

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

<本提出書に関する連絡先>

平成20年3月1日
日本コムシス(株)

「電気通信事業者法第33条第2項及び第7項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案)」に対する意見

結論

NTT 東西殿からの申請のとおり、シェアドアクセス方式に関しては、これまで通りの1芯単位での接続料設定に賛成します(「分岐単位接続料」の設定には反対します)。

意見

弊社は、通信事業者殿から請け負った電気通信設備の構築を安全に高品質・低コスト・短納期でご提供することを主な事業としております。

今日における日本の光アクセスサービスは、世界で最も普及しており、品質・料金ともに世界最高水準にあると認識しております。

これらの成果・実績は、総務省殿の情報通信行政および通信事業者殿の並々ならぬご努力によるものでありますが、弊社としても通信建設会社として、施工技術の改善、技術者の育成、技術力の向上を推進するとともに生産性向上にも積極的な努力を積み重ねることにより、その一翼を担い貢献させていただいていると自負しております。

また、今後も通信事業者殿からのご期待に応え、ひいては「光の道」構想の実現に向け、継続的な努力を積み重ねていく所存です。

「分岐単位接続料」の設定については、平成20年3月にも通信建設会社として「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」に反対意見を提出させていただきましたが、NTT 東西殿の光ファイバをご利用されるお客さまの増加に伴い工事現場は複雑さが増している現状を踏まえると、更に複雑さが増大すると考えられる「分岐単位接続料」の設定は、お客さまサービスの低下、コストの増

大に繋がることから、選択すべきではないと考えます。

具体的な反対理由は、以下の通りです。

1. 現在、光エリアの整備率は90%を超える状況にありますが、光サービスの維持・向上のためには、継続的に加入光ファイバ網を整備していくことが必須であり、また、社会基盤の整備等によっても多数の移設工事(支障移転工事)が発生することが想定されます。その過程においては、現用の光ファイバの切り替えや統合が必要となり、工事に際しては光ファイバの切断を伴うことから光サービスをご利用のお客さまへの対応や通信事業者殿との調整、切り替え後の正常性の確認などに多くの時間と稼動を要するとともにお客さまにも多大なご協力をお願いすることとなります。

このような状況のなかで、「分岐単位接続料」の設定が行われた場合には、通信事業者殿相互の調整が更に増大するとともに工事面でもこれまで以上に複雑な対応を余儀なくされることから、結果的にお客さまのご不便の増大、サービスの低下および工事コストの高騰につながると思われれます。

2. 新サービスの提供にあたっては、その都度、通信事業者殿相互の調整を伴うことが想定され、工事の複雑さも加わり、タイムリーなサービス提供を阻害することも考えられます。また、運用面・品質面でも通信事業者殿相互の識別・切り分けのために大きな負担が懸念されます。

このような状況においては、通信事業者殿の設備利用は物理的に分離可能な範囲とし、工事・設備運用面での複雑さを回避するとともに新サービス・料金等における通信事業者殿の競争の阻害とならない仕組みとすべきと考えます。

3. 弊社としては、通信事業者殿からのコスト削減要請に応えるべく施工技術の改善、生産性向上などに積極的に取り組んでおりますが、「分岐単位接続料」の設定による未利用設備コストの設備事業者殿への負担増加は、公平な競争を阻害するばかりでなく、設備事業者殿の設備投資インセンティブが働かなくなるとともに競争力を維持・確保するために関係者の負担が増加することに繋がると危惧されます。

以上